

## ○厚生労働省告示第三十九号

健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第三条第一項の規定に基づき、健康増進法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定するたばこを次のように定め、平成三十二年四月一日から適用する。

平成三十一年二月二十二日

健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定するたばこは、加熱式たばことする。

厚生労働大臣 根本 匠